

令和 2 年

第 4 回 市議会定例会

議案の説明資料

目 次

第 95 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の一部改正について	1
第 96 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	2
第 97 号議案	浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	3
第 98 号議案	浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について	4
第 99 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例の制定について	5
第 100 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 2 台)	6
第 101 号議案	物品購入契約締結について (屈折放水塔付消防ポンプ自動車)	7
第 102 号議案	物品購入契約締結について (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (I-B 型 C A F S))	8
第 103 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 2 台)	9
第 104 号議案	指定管理者の指定について (浜松市市民音楽ホール)	10
第 105 号議案	から 第 107 号議案 まで 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	16
第 108 号議案	令和元年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	17
第 109 号議案	令和元年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	18
第 110 号議案	令和元年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
認 第 1 号	から 認 第 3 号 まで 令和元年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の決算額との差異について	20

浜松市新型コロナウイルス感染症対策基金に関する条例の一部改正について

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策に要する経費に充てるため設置した新型コロナウイルス感染症対策基金について、寄附金のほか新型コロナウイルス感染症による事業執行不用額を感染症対策事業の財源として活用することも見込まれることから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

寄附金をもって充てるとしていた基金の財源について、予算で定める額も基金へ積立てできるよう改めるものです。

改正前	改正後
(財源) 第 2 条 基金は、寄附金をもって充てる。	(積立て) 第 2 条 <u>基金として積み立てる額は、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 予算で定める額</u> <u>(2) 寄附金</u>

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 96 号議案の説明資料)

市民生活課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正に伴い、通知カードが廃止されるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

通知カードの廃止に伴い、別表市民生活の区分中、通知カードの再交付の手数料を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 97 号議案の説明資料)

財政課
お客さまサービス課

浜松市税外収入金の延滞金に関する条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

(提案理由)

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の延滞金等の特例規定の改正に伴い、同法を引用して定めている税外収入金及び公共下水道事業受益者負担金の延滞金の割合の特例について所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 改正条例

- (1) 浜松市税外収入金の延滞金に関する条例
- (2) 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例

2 内容

引用する租税特別措置法の改正に伴い、各条例の附則にて規定する「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と名称変更する等、必要な字句の整理を行うものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものです。

浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について

(提案理由)

耐震性の低い天竜区役所別館からの移転による天竜区役所内の組織配置の見直しに伴い、天竜区役所南館にある浜松市天竜区福祉事務所が天竜区役所本館に移転するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

天竜区役所内の組織配置の見直しに伴い、浜松市天竜区福祉事務所の位置を改めるものです。

改正前	改正後
浜松市天竜区二俣町二俣530番地の19	浜松市天竜区二俣町二俣481番地

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行するものです。

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例の
制定について

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経営に影響を受けた中小企業者の資金繰りのために中小企業者が借り入れた資金に係る利子の助成に要する経費に充てるため設置する浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容)

1 積立て (第 2 条)

基金として積み立てる額は、予算の定めるところによるものです。

2 管理・運用益の処理 (第 3 条、第 4 条)

基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものとし、基金の運用から生じる収益は基金に繰り入れるものです。

3 処分 (第 5 条)

基金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金繰りのために中小企業者が借り入れた資金に係る利子の助成に要する経費に充てるときに限り処分することができるものです。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。

2 この条例は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失うものです。

(第100号議案の説明資料)

市民生活課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

(提案理由)

消防団中区支団第1方面隊浜松第1分団及び第2方面隊浜松第16分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、消防ポンプ自動車（CD-I型）2台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ	39,600,000円	特定調 達契約 一般競争 入札	浜松市東区 和田町701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

(第101号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（屈折放水塔付消防ポンプ自動車）

(提案理由)

天竜消防署本署に配備されているはしご付消防ポンプ自動車を更新するため、屈折放水塔付消防ポンプ自動車の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
屈折放水塔付消防ポンプ自動車	<ul style="list-style-type: none">・シャシ 7t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ・13m屈折放水塔・水槽 900ℓ以上・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (C A F S)	88,275,000円	特定調達契約 一般競争 入札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 敏伸

(第102号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型C A F S））

(提案理由)

東消防署本署に配備されている消防ポンプ自動車（C D - II型）を更新するため、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I - B型C A F S）の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I - B型C A F S）	・シャシ 5.5 t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 1,500ℓ以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 （C A F S）	63,250,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 敏伸

(第103号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

(提案理由)

北区支団引佐方面隊引佐第2分団及び三ヶ日方面隊三ヶ日第2分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新するため、消防ポンプ自動車（CD-I型）2台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車 (CD-I 型) 2台	・シャシ 3t級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ	41,030,000円	特定調 達契約 一般競争 入札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式 会社 代表取締役 中村 敏伸

指定管理者の指定について（浜松市市民音楽ホール）

(提案理由)

浜松市市民音楽ホールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市北区新都田三丁目 2 番 1 号

名 称：浜松市市民音楽ホール

2 指定管理者

所在地：浜松市中区板屋町 1 1 1 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 伊藤 修二

3 指定の期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

- ・設 立：平成 5 年 7 月 21 日
- ・基本財産：21 億 3,976 万円
- ・設立目的：芸術及び文化（以下「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をとおして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること。
②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること。
③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること。
④芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
⑤地域社会の活性化に資する事業の実施に関すること。
⑥浜松市の行う芸術文化事業の受託及び協力に関すること。
⑦芸術文化活動拠点の整備及び運営に関すること。
⑧芸術文化資源の調査、保存、活用及び継承に関すること。
⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市文化振興財団	ハママツ クリエイティブ パートナーズ
提案概要	<p>①市民音楽ホールの機能と浜松市文化振興財団の企画力・人材育成支援力を活かすことによって、創造都市の礎を築く。</p> <p>②音楽文化活動の実施・支援を通して、多様な文化と人の出逢い・交流の場を創出し、ジャンルを超えたコラボレーションにより次世代の創造活動の芽を育てる。</p> <p>③長年の芸術文化活動を通じて、多くの個人・団体・学校・企業と事業連携を行っており、市民音楽ホールの事業運営においても各団体に協力を募る。</p>	<p>①浜松市内で公共施設の指定管理者実績がある代表企業と、舞台管理業務を担う県外の構成企業との共同事業体であり、「創造都市・浜松」実現を目指す。</p> <p>②総括責任者館長に、浜松市内小学校で校長を務め、音楽担当指導主事として学校教育の音楽教育振興に携わった経歴のある人材をあてる。</p> <p>③充実した指定事業を展開するための費用や新型コロナウイルス対策の費用等を含めたうえで、最も金額が低い指定管理料を提案。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 82,500,000円</p> <p>(令和4年度) 95,100,000円</p> <p>(令和5年度) 95,100,000円</p> <p>合計 272,700,000円</p>	<p>(令和3年度) 79,000,000円</p> <p>(令和4年度) 90,000,000円</p> <p>(令和5年度) 90,000,000円</p> <p>合計 259,000,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的や役割を理解したうえで、施設の特長や機能を活かした運営の提案がなされている。 戦略やストーリー性が考慮された事業提案がなされており、具体性や実現性が高い。 浜松市内の公共施設の管理運営実績に加えて、文化事業の企画や実施の実績も有している。 浜松市内における個人・団体・学校・企業との連携実績があり、施設の事業運営においても協力が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民音楽ホール専属の舞台スタッフが常駐し、設備・保守・清掃業務は専門の協力企業が担い、施設の運営体制が整っている。 館長の選定を具体的に示しており、経歴も申し分ない。 利用実績に基づいた、浜松市内の他の公共施設を活用した音楽合宿誘致の提案がされている。 施設運営方針に関する事項や事業提案における総合力において、今一步候補者に及ばなかった。

	トールツリーグループ	株式会社SBSプロモーション
提案概要	<p>①全国で公共施設の指定管理者実績がある県外の代表企業と、清掃・ビルメンテナン事業者として経験豊富な市内の構成企業との共同事業体であり、まちづくりを見据えた事業を行う。</p> <p>②全国で指定管理を受託している実績や新規施設での開館準備業務も多数経験していることを踏まえ、円滑な開館・指定管理業務を行う。</p> <p>③市民音楽ホールの周知や広報を自主事業で補完し、施設に足を運ぶきっかけづくりとする。</p>	<p>①企業の持つノウハウを注力し強力にサポートし続けることによって、浜松市の「まちづくり」と連携し次代の音楽文化を築く。</p> <p>②浜松版アーツカウンシルとの連動や、音楽による積極的なシティプロモーションを行う。</p> <p>③以前に他の公共施設で実施して大好評だった事業を指定事業として再開し、自主事業において市民からのニーズが高く、採算性の良い事業を実施する。</p>
提案金額	<p>(令和3年度) 81,790,000円</p> <p>(令和4年度) 94,991,000円</p> <p>(令和5年度) 95,052,000円</p> <p>合計 271,833,000円</p>	<p>(令和3年度) 81,800,000円</p> <p>(令和4年度) 93,350,000円</p> <p>(令和5年度) 93,350,000円</p> <p>合計 268,500,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業と構成企業との協業経験を基に、指揮命令系統を明確にした運営体制がとられている。 代表企業は全国で公共施設の管理運営実績が多数あり、構成企業においても市内の公共施設の管理運営実績が多数ある。 新型コロナウイルス対策について提案がされていないなど、時流や本施設を取り巻く状況を踏まえて、特別に作った提案に見えない部分がある。 指定事業を担う代表企業は、浜松市内の個人・団体・学校とのネットワークの実現の確実性にやや不安が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市の地域防災への貢献に対する提案がされている。 株式会社SBSプロモーションが実施した、リモートによる浜松市内の吹奏楽演奏家との吹奏楽フェスティバルの実績や静岡県西部地域におけるイベント実績が多数あり、地域の活性化が期待できる。 施設の目的や役割の理解度について、他者と比べると低かった。 指定事業の提案に独創性が低く、指定事業の収支計画に不安がある。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			公益財 団法人 浜松市 文化振 興財団	ハマツ クリ エイティブ ハートナー ズ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）				
	(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.6	2.3
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.5	2.2
	小 計	6	5.1	4.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 29.4 点以上）				
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	4.1	3.6
	(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	6	4.6	4.4
	(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.6	3.3
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.3	4.1
	(5) 指定事業・市民サービスの向上（独創性）	15	12.0	10.5
	(6) 環境への配慮	5	3.1	3.1
	(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.4	3.3
	(8) 平等利用（平等性）	2	1.3	1.3
	小 計	49	36.4	33.6
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.2 点以上）				
	(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.9	3.7
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7	5.7	5.0
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	3.9	3.4
	小 計	17	13.5	12.1
4 活動拠点に関する項目				
	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0	3.0
	小 計	3	3.0	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）				
	収支計画の妥当性	10	7.5	7.2
	小 計	10	7.5	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）				
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0	2.5
	小 計	15	0.0	2.5
合 計		100	65.5	62.9

評価項目	配点	得点	
応募者（評価対象者）		トールツリー グループ	株式会 社S B Sプロモ ーション
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.2	1.9
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.0	1.9
小 計	6	4.2	3.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 29.4 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	5	3.3	3.3
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	6	4.4	4.1
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	5	3.6	3.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.0	4.3
(5) 指定事業・市民サービスの向上（独創性）	15	10.0	9.0
(6) 環境への配慮	5	3.2	3.2
(7) 障がい者への配慮（雇用・利用等）	5	3.3	3.1
(8) 平等利用（平等性）	2	1.3	1.2
小 計	49	33.1	31.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.2 点以上）			
(1) 団体の人的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.8	3.7
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7	5.3	4.9
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	3.1	3.5
小 計	17	12.2	12.1
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6	1.7
小 計	3	2.6	1.7
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性	10	7.3	7.2
小 計	10	7.3	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.2	0.8
小 計	15	0.2	0.8
合 計	100	59.6	57.3

(第 105 号議案、第 106 号議案、第 107 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止または変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更

(延長単位：m)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長
認 定	20	1,482.58	0.00	0.00	1,482.58
廃 止	△4	△361.40	0.00	0.00	△361.40
変 更	(2)	△191.51	0.00	0.00	△191.51
計	16	929.67	0.00	0.00	929.67

△印はマイナス分、総延長＝重用延長＋未供用延長＋実延長

令和 2 年度全市城市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長
令和 2 年 4 月 1 日	23,664	7,744,537.43	110,555.37	77,376.24	7,556,605.82
認定・廃止・変更後	23,680	7,745,467.10	110,555.37	77,376.24	7,557,535.49

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 2 年 4 月 1 日		認定・廃止・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,590	886,150.12	3,603	887,027.21
東 区	2,944	817,641.34	2,947	817,802.79
西 区	4,436	1,240,077.70	4,436	1,240,077.70
南 区	2,580	772,421.25	2,581	772,493.15
北 区	4,515	1,748,742.15	4,516	1,748,853.85
浜北区	3,269	854,712.41	3,268	854,507.96
天竜区	2,477	1,236,860.85	2,476	1,236,772.83

令和元年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和元年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

* 地方公営企業法（抄）

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

* 地方公営企業法施行令（抄）

（特定目的の積立金）

第 24 条 法第 32 条第 2 項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和元年度浜松市病院事業会計決算（医療センター）に伴う未処分利益剰余金 3,783,535,061 円のうち 440,000,000 円を減債積立金に積立て、残余 3,343,535,061 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	3,783,535,061 円
2 利益剰余金処分量	440,000,000 円
(1) 減債積立金	440,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	3,343,535,061 円

令和元年度浜松市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和元年度浜松市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和元年度浜松市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金、1,770,810,341 円のうち 480,000,000 円を減債積立金に積立て、1,290,000,000 円を資本金に組入れ、残余 810,341 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	1,770,810,341 円
2 利益剰余金処分量	1,770,000,000 円
(1) 減債積立金	480,000,000 円
(2) 資本金	1,290,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	810,341 円

令和元年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和元年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和元年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金、4,520,550,156 円のうち 2,330,000,000 円を減債積立金に積立て、2,190,000,000 円を資本金に組入れ、残余 550,156 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	4,520,550,156 円
2 利益剰余金処分量	4,520,000,000 円
(1) 減債積立金	2,330,000,000 円
(2) 資本金	2,190,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	550,156 円

(認第1号から認第3号までの参考資料)

病 院 管 理 課
佐 久 間 病 院
上 下 水 道 総 務 課

令和元年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第1号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第1款医療センター事業収益 2,795,845,268 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業収益 2,712,605,680 円との差額 83,239,588 円は、預り消費税及び地方消費税 83,239,588 円であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業収益 3,811,316,093 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業収益 3,802,504,248 円との差額 8,811,845 円は、預り消費税及び地方消費税 8,811,845 円であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業収益 1,205,192,945 円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業収益 1,202,084,437 円との差額 3,108,508 円は、預り消費税及び地方消費税 3,108,508 円であります。

[支出] 決算報告書の第1款医療センター事業費用 2,287,308,371 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業費用 2,263,539,194 円との差額 23,769,177 円は、仮払消費税及び地方消費税 10,867,077 円に消費税納税額 12,902,100 円を加えた額であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業費用 3,792,679,007 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業費用 3,783,867,162 円との差額 8,811,845 円は、仮払消費税及び地方消費税 522,876 円から医業外費用に計上した控除対象外消費

税 428,931 円を減じ、消費税納税額 8,717,900 円を加えた額であります。

決算報告書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,251,968,559 円と、収益費用明細書の第 3 款佐久間病院事業費用 1,248,860,051 円との差額 3,108,508 円は、仮払消費税及び地方消費税 20,841,499 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 19,674,091 円を減じ、消費税納税額 1,941,100 円を加えた額であります。

(認第 2 号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款水道事業収益 12,694,549,540 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業収益 11,811,664,151 円との差額 882,885,389 円は、預り消費税及び地方消費税 886,236,457 円から不納欠損等に係る消費税 3,351,068 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款水道事業費用 11,754,438,423 円と、収益費用明細書の第 1 款水道事業費用 11,331,882,865 円との差額 422,555,558 円は、仮払消費税及び地方消費税 413,313,758 円から営業外費用に計上の消費税及び地方消費税雑支出 1,762,400 円を減じ、消費税納税額 11,004,200 円を加えた額であります。

(認第 3 号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第 1 款下水道事業収益 21,821,528,343 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業収益 21,009,037,723 円との差額 812,490,620 円は、預り消費税及び地方消費税 838,239,534 円から不納欠損等に係る消費税 25,748,914 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第 1 款下水道事業費用 19,218,714,816 円と、収益費用明細書の第 1 款下水道事業費用 18,679,906,689 円との差額 538,808,127 円は、仮払消費税及び地方消費税 206,065,040 円から営業外費用に計上の消費税及び地方消費税雑支出 45,505,813 円を減じ、消費税納税額 378,248,900 円を加えた額であります。